

## < 1. 給与君3のバージョンの確認 >

### 1-1. 給与君の自動アップデート

定額減税に対応したバージョンを2024年11月28日にアップしました。

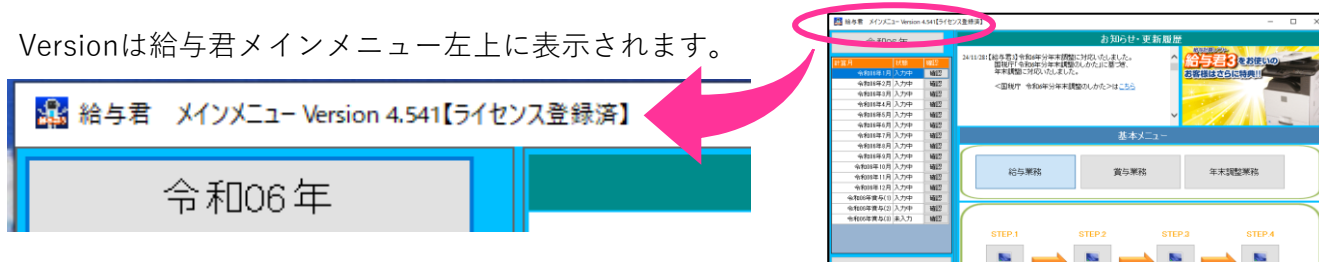
11月28日以降に給与君を起動しますとインストーラが開き自動アップデートが進みます。

アップデートが完了しますと、一旦給与君が終了します。

改めて、デスクトップアイコンから起動しますと**Version4.541**となります。

### 1-2. ご利用の給与君のバージョン確認

Versionは給与君メインメニュー左上に表示されます。



※11月28日以降、プログラムに更新があった場合は自動アップデートされ、

Versionの数字が進みますので、**Version4.541以降が令和6年年末調整対応**とご認識ください

### 1-3. バージョンが更新されない場合①（セキュリティによるブロック）

ウイルス対策ソフトやセキュリティ装置により、給与君に必要なプログラムの一部を隔離又は削除した可能性も考えられます。

ご利用のセキュリティ関連のサポートへお問合せください。

### 1-4. バージョンが更新されない場合②

ご利用の環境により、自動アップデートが進まない場合があります。

アンインストールと再インストールで解消する場合がありますので

その旨をお問合せフォームか以下のメールアドレスまでご連絡ください。

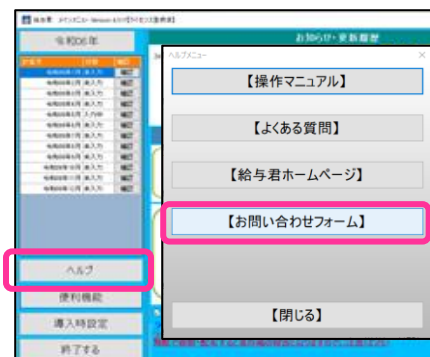
お問合せフォーム：<https://www.soft-create.com/form/mls.php?itemno=6&linkflag=on>

メールアドレス：[soft-form@soft-create.com](mailto:soft-form@soft-create.com)

### 1-5. 操作に関するお問合せについて

お電話によるお問合せは対応しておりません

給与君のメインメニュー「ヘルプ」からも、お問合せフォームに進めます



## < 2. 令和6年 年末調整入力 >

年調減税額を決定する（一般的な従業員の場合）

従業員本人が同一生計配偶者や扶養親族の場合は  
3 ページ < 5 > を参照してください

「令和6年」年末調整入力画面で、年調減税額を決定します

**必ず、年調減税額を決定する にチェックし、本人、配偶者、扶養親族の人数を確定  
本人、配偶者、扶養親族の人数を確定させてください。**

※6月の定額減税開始時と変更がない場合でも、6月設定との差異の確認の為行ってください

※6月の定額減税開始時と変更がある場合はこの確認欄で変更できます

**【印刷に反映】** ボタンを押した時点の情報が記録され、帳票に印字されます。

**【印刷に反映】** ボタン押下後に、給与や年末調整を変更した場合は、その都度【印刷に反映】ボタンを押すようにしてください。

## < 3. 令和6年 源泉徴収簿 >

源泉徴収票に以下を追加表示しました

① 「算出税額」欄に定額減税で差し引いた金額を▲赤文字で計上

② 【定額減税額の計算】を表示  
年末調整入力の

年調減税額を決定する の情報が表示されます

③ ②4-2、②4-3、②4-4の欄を追加

年調所得税額 (②-②、マイナスの場合は0)	②4	50,400
年調減税額	②4-2	120,000
年調減税額控除後の年調所得税額 (②-「②-2」、マイナスの場合は0)	②4-3	
控除外額 (②-「②-2」がマイナスの場合に記載)	②4-4	69,600

## < 4. 令和6年 源泉徴収票 >

(摘要) 欄に以下が表示されます

- ①源泉徴収時所得税減税控除済額
- ②控除外額

令和06年分 給与 所得の源泉徴収票				
支払を受ける 住所又は居所 岡山市北区***	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	給与・賞与	4,900,000	3,480,000	2,471,719
		0	0	0
(摘要) 源泉徴収時所得税減税控除済額58,491円、控除外額0円				

## < 5. 従業員本人が同一生計配偶者や扶養親族の場合 >

6月当初「定額減税する」で開始したが、12月給与後、結果的に合計所得金額が48万以下になった場合

国税庁の「令和6年分所得税の定額減税Q&A」の10-6のケースに該当します

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf>

「令和6年分所得税の定額減税Q&A」より抜粋

### 10-6 同一生計配偶者や扶養親族となっている人の源泉徴収票の記載方法

【令和6年4月追加】

問 同一生計配偶者や扶養親族となっている給与所得者の源泉徴収票には、定額減税額等をどのように記載しますか。  
また、ある月の給与について、源泉徴収税額があるため月次減税を行ったが、年末調整で合計所得金額が48万円以下となった給与所得者の源泉徴収票には、定額減税額等をどのように記載しますか。

[A]

同一生計配偶者や扶養親族となっている人については、令和6年分の合計所得金額が48万円以下となり、源泉徴収税額が発生しないため、「給与所得の源泉徴収票」の「(摘要)」欄には「源泉徴収時所得税減税控除済額 0円」「控除外額 30,000円」と記載してください。

※給与所得控除後の金額が480,000円以下の場合、以下の操作を行ってください

例外的に  
 本人定額減税対象者に  
 チェックしてください

令和06年分 給与 所得の源泉徴収票				
支払を受ける 住所又は居所 岡山市北区***	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	給与・賞与	1,005,000	455,000	0
		0	0	0
(摘要) 源泉徴収時所得税減税控除済額0円、控除外額0円				

国税庁の回答 [A] の通り

源泉徴収時所得税減税控除済額0円、控除外額0円 が表示されます